

キイトルーダ[®]による治療を受けている患者さんへ

キイトルーダ[®]による治療中の自己負担額の例（1ヵ月あたり）※

キイトルーダ[®]を3週間ごとに投与する場合：

キイトルーダ[®]は3週間ごとに200mgを投与しますので、1ヵ月に1回または2回の投与になります。

●70歳未満の方の場合

所得区分		月単位（1日～末日）の自己負担限度額			参考：年単位 （8月～翌年7月） の自己負担限度額 ^{*1}
		1ヵ月に1回投与	1ヵ月に2回投与	「多数回該当」の場合	
年収約1,160万円～	健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	119,680円 ^{*2}	239,350円 ^{*2}	— ^{*2}	1,680,000円
年収約770万円～ 約1,160万円	健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：年間所得600万円超～901万円	119,680円 ^{*2}	181,110円	93,000円	1,110,000円
年収約370万円～ 約770万円	健保：標準報酬月額28万円～50万円 国保：年間所得210万円超～600万円	86,930円	90,920円	44,400円	530,000円
～年収約370万円	健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	61,500円		44,400円	530,000円 ^{*3}
住民税非課税者		36,900円		24,600円	290,000円

- ※
- ・投与量：
1回200mg
 - ・薬価：
100mg：199,462円
（2026年8月1日時点）
 - ・キイトルーダ[®]の薬剤費
のみが対象（診療費、併
用薬の費用、検査費等は
除く）
- 以上の条件にて
算出しています。



●70歳以上の方の場合

所得区分			月単位（1日～末日）の自己負担限度額					参考：年単位 （8月～翌年7月） の自己負担 限度額 ^{*1}
			外来のみ（個人ごと）		外来・入院（世帯ごと）		「多数回該当」 の場合	
			1ヵ月に1回投与	1ヵ月に2回投与	1ヵ月に1回投与	1ヵ月に2回投与		
現役並み	年収約1,160万円～	健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得690万円以上	119,680円 ^{*2}	239,350円 ^{*2}	119,680円 ^{*2}	239,350円 ^{*2}	— ^{*2}	1,680,000円
	年収約770万円～ 約1,160万円	健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：年間所得380万円以上	119,680円 ^{*2}	181,110円	119,680円 ^{*2}	181,110円	93,000円	1,110,000円
	年収約370万円～ 約770万円	健保：標準報酬月額28万円～50万円 国保：年間所得145万円以上	86,930円	90,920円	86,930円	90,920円	44,400円	530,000円
一般	年収約156万円～ 約370万円	健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得145万円未満等	22,000円 （年間上限21.6万円）		61,500円		44,400円	530,000円 ^{*3}
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯		11,000円 （年間上限9.6万円）		25,700円		24,600円	290,000円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 ・ 所得が一定以下		8,000円		15,700円		—	180,000円

*1 年単位の自己負担限度額は参考情報です。キイトルーダ[®]の薬剤費のみでは年間上限適用の対象とならない場合においても、キイトルーダ[®]の薬剤費以外の医療費との合算によっては年間上限適用の対象となる可能性があります。

*2 キイトルーダ[®]の薬剤費のみでは高額療養費の対象となりませんが、キイトルーダ[®]投与に伴う医療費や同月内の医療費との合算によっては、高額療養費の支給対象となる可能性があります。

*3 「年収換算～約200万円」区分に該当することが確認できた場合は、年間上限41万円が適用され、令和9年8月以降に払い戻しを受けられます。

実際に窓口でお支払いいただく金額とは異なります。

キイトルーダ[®]による治療中の自己負担額の例（1ヵ月あたり）※

6週間
間隔投与

キイトルーダ[®]を6週間ごとに投与する場合：

キイトルーダ[®]は6週間ごとに400mgを投与しますので、1ヵ月に1回投与する月と、投与しない月があります。



●70歳未満の方の場合

所得区分		月単位（1日～末日）の自己負担限度額			参考：年単位 （8月～翌年7月） の自己負担限度額 ^{*1}
		キイトルーダ [®] 投与月	キイトルーダ [®] を投与しない月	「多数回該当」の場合	
年収約1,160万円～	健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	239,350円 ^{*2}	0円	— ^{*2}	1,680,000円
年収約770万円～ 約1,160万円	健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：年間所得600万円超～901万円	181,110円	0円	93,000円	1,110,000円
年収約370万円～ 約770万円	健保：標準報酬月額28万円～50万円 国保：年間所得210万円超～600万円	90,920円	0円	44,400円	530,000円
～年収約370万円	健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	61,500円	0円	44,400円	530,000円 ^{*3}
住民税非課税者		36,900円	0円	24,600円	290,000円

※

- ・投与量：
1回400mg
- ・薬価：
100mg：199,462円
（2026年8月1日時点）
- ・キイトルーダ[®]の薬剤費
のみが対象（診療費、併
用薬の費用、検査費等は
除く）

以上の条件にて
算出しています。

●70歳以上の方の場合

所得区分			月単位（1日～末日）の自己負担限度額					参考：年単位 （8月～翌年7月） の自己負担 限度額 ^{*1}
			外来のみ（個人ごと）		外来・入院（世帯ごと）		「多数回該当」 の場合	
			キイトルーダ [®] 投与月	キイトルーダ [®] を 投与しない月	キイトルーダ [®] 投与月	キイトルーダ [®] を 投与しない月		
現役並み	年収約1,160万円～	健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得690万円以上	239,350円 ^{*2}	0円	239,350円 ^{*2}	0円	— ^{*2}	1,680,000円
	年収約770万円～ 約1,160万円	健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：年間所得380万円以上	181,110円	0円	181,110円	0円	93,000円	1,110,000円
	年収約370万円～ 約770万円	健保：標準報酬月額28万円～50万円 国保：年間所得145万円以上	90,920円	0円	90,920円	0円	44,400円	530,000円
一般	年収約156万円～ 約370万円	健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得145万円未満等	22,000円 （年間上限 21.6万円）	0円	61,500円	0円		530,000円 [*]
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯		11,000円 （年間上限 9.6万円）	0円	25,700円	0円	24,600円	290,000円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 ・所得が [*] 一定以下		8,000円	0円	15,700円	0円	—	180,000円

*1 年単位の自己負担限度額は参考情報です。キイトルーダ[®]の薬剤費のみでは年間上限適用の対象とならない場合においても、キイトルーダ[®]の薬剤費以外の医療費との合算によっては年間上限適用の対象となる可能性があります。

*2 キイトルーダ[®]の薬剤費のみでは高額療養費の対象となりませんが、キイトルーダ[®]投与に伴う医療費や同月内の医療費との合算によっては、高額療養費の支給対象となる可能性があります。

*3 「年収換算～約200万円」区分に該当することが確認できた場合は、年間上限41万円が適用され、令和9年8月以降に払い戻しを受けられます。

実際に窓口でお支払いいただく金額とは異なります。